

愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱

第1 目 的

この要綱は、愛知県の窒素酸化物及び粒子状物質に関する総合的な対策を推進するため、目標、取組内容及び推進体制を定めるものとする。

第2 目 標

これまでの取組により、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を達成していることに鑑み、令和8年度における窒素酸化物排出量（二酸化窒素換算量）及び粒子状物質排出量（二次生成粒子を含む。）について、従前の排出量に関する目標（窒素酸化物総排出量：67,100トン（うち自動車からの排出量は17,700トン、工場・事業場からの排出量は28,100トン）及び粒子状物質総排出量：18,300トン（うち自動車からの排出量は1,500トン、工場・事業場からの排出量は12,400トン））を維持・継続することにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成・維持を図る。

第3 取組内容

1 自動車対策

「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の推進を基本とし、次に掲げる対策を講ずる。

(1) 自動車単体対策の強化等

ア 古い規制の使用過程ディーゼル車の規制の実施、強化に加え、従来車の電動車等への転換を促進し、その普及を図る。

イ ディーゼル黒煙街頭検査、ディーゼル黒煙のクリーンキャンペーンの実施や、車両点検整備の励行などの啓発活動を実施する。

(2) 車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進

ア 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）」に基づく、車種規制を推進する。

イ 「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき、自動車NO_x・PM法の対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象とした、車種規制非適合車の使用抑制を推進する。

(3) ゼロエミッション自動車の普及促進

ア 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車といったゼロエミッション自動車について、助成・優遇措置の実施、導入制度の推進、行政機関における率先導入等により更なる普及を促進する。

イ ゼロエミッション自動車の大量普及を図るため、県内各所に燃料供給施設等のインフラ整備を促進する。

ウ 電動車等の研究・開発を促進する。

(4) エコドライブの普及促進

ア 自動車運転免許の取得、更新時におけるエコドライブ教育の実施などによる情報提供の推進や、エコドライブに関するイベントや環境教育の推進により、その普及

拡大を図る。

イ エコドライブ支援装置及び評価システムの開発普及等、エコドライブシステムの導入を促進する。

(5) 交通需要の調整・低減

ア グリーン物流の促進や、物流拠点等の整備により、自動車走行量の低減に努め、物流の改善を推進する。

イ 鉄道やバス等の公共交通機関の整備及び維持・充実と利用促進を図る。

ウ 自動車利用の抑制・平準化、自動車利用方法の見直し・改善を図る。

エ 自転車通行帯等の整備やレンタサイクルシステム、共同利用を促進する。

(6) 交通流対策の推進

ア 都心部環状道路やバイパスの整備、立体交差事業の推進等により、通過・流入交通を分散・回避することで、渋滞緩和を図る。

イ I T S（高度道路交通システム）を活用し、環境負荷の少ない交通システムの構築を促進する。

(7) 自動車交通集中地域において、優先的に地域の実情に応じた効果的な自動車環境対策を推進する。

(8) ゼロエミッション自動車の普及拡大を図るため、県民や事業者に対して、車両や充電スタンド等燃料供給設備の整備状況等の情報提供により、普及・啓発を図る。

2 工場・事業場対策

「大気汚染防止法」等法令に基づく規制・指導等を行うほか、次の対策を講ずる。

(1) 主要な工場・事業場については、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導要領」に基づき指導する。

(2) ディーゼル機関等の内燃機関については、「ディーゼル機関、ガスタービン、ガス機関及びガソリン機関設置指導指針」に基づき指導する。

(3) 低NO_xバーナー、二段燃焼法、排ガス再循環燃焼法等の採用による燃焼技術の改善を指導する。

(4) L P G、L N G等の良質燃料への転換を指導する。

(5) 燃料使用量の節減、省エネルギー機器の積極的な導入等省エネルギー対策を指導する。

(6) 揮発性有機化合物（V O C）排出抑制対策の推進

ア 工場・事業場における自主的なV O Cの排出抑制を推進するため、次の事項を指導・啓発する。

(ア) V O Cの排出量及び排出抑制の取組状況の把握。

(イ) V O C排出抑制に資する技術情報、製品情報等の収集及び導入促進。

イ 低価格で小型のV O C処理施設及び低V O C製品の開発・普及を製造メーカーに要望する。

(7) 大気汚染物質除去装置の設置を促進するとともに、適切な維持管理の徹底を指導する。

3 その他の対策

上記以外に、次の対策を講ずる。

- (1) 冷暖房温度の適正化、住宅の断熱化、太陽光発電施設の利用促進等の家庭におけるエネルギー対策を推進する。
- (2) 家庭等への低NO_x小型燃焼機器の普及を促進する。
- (3) 建設工事の施工業者等に対し、環境負荷の少ない建設機械の使用及び工事方法の採用を働きかける。
- (4) 低VOC製品に係るグリーン購入の拡大に努める。
- (5) 環境に配慮した自動車の使用方法、省エネルギー対策、低VOC製品の普及等について、県民・事業者に対する啓発活動や環境教育を積極的に推進する。
- (6) 大気汚染状況に係る監視測定体制の充実を図るとともに、監視測定データを公表する。

第4 推進体制

この要綱に定める対策を効果的に推進するため、事業者、市町村等で構成する「愛知県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」、「大気関係政令市連絡会議」及び「揮発性有機化合物排出抑制対策推進協議会」を活用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱（平成7年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行する。